

糸満市教育委員会
教育長 幸地 政行
(公印省略)

学校における新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応について(お知らせ)

糸満市立小中学校において児童生徒及び教職員に新型コロナウイルス感染者が出た場合の対応については、下記の指針をもとに「糸満市新型コロナウイルス感染症防止対策会議」及び「糸満市教育委員会会議」にて協議し決定いたします。

1. 児童生徒・教職員に感染者が発生した学校 → 臨時休業

- (1) 原則として、濃厚接触者の特定や消毒に要する **5日間程度は、臨時休業**とする。
- (2) 72 時間放置した後、1 ～ 2 日で消毒作業を行う。
(ウイルスの生存期間は、約24 時間～ 72 時間)
- (3) 濃厚接触者の人数や状況に応じて、感染者と最後に接触した日の翌日から起算して2 週間は「**濃厚接触者のみ出席停止**」又は「**学校の一部または全部の臨時休業措置**」を行う。
- (4) 警戒レベル第4段階にはいった場合は、**一斉臨時休業**とする。
- (5) 学校の臨時休業の範囲については、保健所の助言のもと教育委員会が判断する。
- (6) 学校において感染者が発生した場合は、別紙 学校(園)における新型コロナウイルス感染症の患者発生時の対応(フロー図)(令和2年7月10日時点)に従い、保健所や学校医等と連携のもと、適切な対応を行うこと。

2. 感染者未発生学校

《警戒レベル第1段階》通常通りの教育活動

《警戒レベル第2段階》通常通りの教育活動又は分散登校
※感染者未確認地域は通常通りの教育活動

《警戒レベル第3段階》分散登校又は臨時休業
※感染者未確認地域は近隣の状況を踏まえ分散登校又は一斉臨時休業

《警戒レベル第4段階》一斉臨時休業

※ 学校の運営方法(通常または分散登校等)については、保健所及び教育委員会の指導・助言のもと、学校長が判断する。

【参考】

《学校における警戒レベルの実施(沖縄県 警戒レベル指針より抜粋)》

第1段階	①感染者発生学校は臨時休業 ②感染者未発生校は通常通りの教育活動
第2段階	①感染者発生学校は臨時休業 ②感染者未発生学校は通常通りの教育活動または分散登校 ③感染者未確認地域は通常通りの教育活動
第3段階	①感染者発生学校は臨時休業 ②分散登校または臨時休業 ③感染者未確認地域は、近隣状況を踏まえ分散登校や一斉臨時休業
第4段階	①一斉臨時休業(休校)

《教保第668号令和2年7月10日》

別紙 学校(園)における新型コロナウイルス感染症の患者発生時の対応(フロー図) (令和2年7月10日時点)

※ なお、新型コロナウイルス感染症については、今後も文科省・県の指針等、必要に応じて最新の情報や追加的な留意事項を追加・訂正・変更する場合がありますご了承ください。